

を行うことが適当である。

また、公的研究機関・研究者の知的財産創出のインセンティブを付与するため、知的財産権等の実施許諾等又は譲渡に伴う相当の対価を公的研究機関・研究者に還元する必要がある。

3. 研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立

研究開発の場での広い利用のため、第三者が知的基盤等として整備・提供しようとしている知的財産が、公的研究機関の有する知的財産権によって保護されたものである場合、公的研究機関はその実施（利用）を許諾し、収益目的のときはそれに伴う相当の対価を取得する必要がある。

知的財産権では保護されない知的財産であって、科学・学術的価値も有するものについては、公的研究機関・研究者が研究開発の目的等を考慮してケースバイケースで判断することが適当である。

第4章 研究開発成果活用の具体的なあり方

第3章の基本的考え方を踏まえ、本章においては、公的研究機関が研究開発成果の帰属と利用のルールを具体的に検討していく際のポイントとなる事項（枠の中）及びその解説を示すこととする。

I. 研究開発成果の帰属

1. 研究開発成果の帰属

（1）原始的帰属

一般的に、研究開発成果は原始的には研究者に帰属すると考えられる。

発明、考案、意匠、著作物、回路配置、植物新品種等の知的財産は、基本的に法令によってそれを創作した研究者に帰属する^{*10}。

研究開発成果としての有体物（その創出も発明等の知的財産と同じく知的活動によるものであり、研究者の創作力・努力に大きく依存する）についても、通常研究者に帰属すると考えられる^{*11}。

しかしながら、創作された研究開発成果としての有体物が、その研究開発分野の通念・常識からみて、そもそも「新たな物」といえない場合、及び財産的価値、学術的価値その他の価値の著しい向上あるいは新たな付加を伴わない場合は、原材料を提供した公的研究機関の帰属となると考えられる^{*12}。

なお、研究者とその使用者等である公的研究機関との関係によっては、研究開発成果が公的研

*10 参考資料1 「関係法令抜粋」特許法第29条第1項柱書、実用新案法第3条第1項柱書、意匠法第3条第1項柱書、著作権法第2条第1項第2号、第17条第1項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項、種苗法第3条第1項。

*11 民法第246条第1項ただし書、第239条第1項の適用ないし類推適用が可能であると考えられる。

*12 「新たな物」といえない場合とは、民法第246条第1項の「加工物」に当たらない場合である。例えば、ある化合物を慣用の保護基で修飾して得られる誘導体や常法によりある遺伝子で形質転換しただけの細胞は、もとの化合物や遺伝子と比較した場合、新たな物であるとはいえない。

財産的価値、学術的価値その他の価値の著しい向上あるいは新たな付加を伴わない場合とは、民法第246条第1項ただし書の趣旨に基づき解釈しても、当該規定「価格が著しく材料ノ価格二超ユルトキ」の類推適用ができない場合である。

究機関に原始的に帰属する場合もある^{*13}。

(2) 利用を促進するための最終的な帰属

原則として、原始的に研究者に帰属している研究開発成果は契約、勤務規則その他の定めにより最終的には公的研究機関に帰属させるのが適当である。

<法人格を有する公的研究機関への研究開発成果の帰属>

研究開発成果の最終的な帰属については、その利用を促進するという観点から、研究者の使用者等である公的研究機関の研究開発成果創出の貢献（研究開発費、研究用材料、研究開発施設・設備などの提供等による貢献）も考慮して、各公的研究機関が最適な形態を決定するものと考えられるが、現状では、研究開発成果を最終的に研究者に帰属させると、以下のような問題が生ずる。

- a. 発明、考案、意匠、植物新品種、回路配置のように権利化されると登録、公示がなされるため、真の所有者を知ることができるものを除き、第三者には研究開発成果の所有者が研究者自身であるのかそれともその他の者・機関であるのかを外観で判断することができない。そのため、研究開発成果の円滑かつ適正な流通が妨げられるおそれがある。
- b. 生物遺伝資源、計測データ等の研究開発成果が適切に管理されないまま廃棄されたり、滅失・国外流出したりするおそれがあり、知的基盤等の整備・提供をはじめとする知的資産の蓄積と研究開発の場での広い利用が進まない。
- c. 知的財産の権利化、知的財産権等の実施許諾等又は譲渡、秘密の知的財産の管理（勝手に開示されるとその財産的価値が失われる）、知的財産関連訴訟の対応等には多くの時間・費用・手続等を要し、そのための法律的知見やノウハウの不足している多くの研究者には適切に対処できない。また、研究者の研究開発活動に付随する補助的業務の負担がさらに増大する結果、研究者による知的財産権等の有効な活用がなされない可能性がある。
- d. 増加する公的な研究経費による研究開発成果を研究者に帰属させることに對する国民の理解を十分に得ることが難しい^{*14}。

したがって、原則として研究開発成果は研究者とその使用者等である公的研究

*13 著作権法第15条、半導体集積回路の回路配置に関する法律第5条。また、公的研究機関の意志による指示・命令に基づき創作又は取得された研究開発成果としての有体物の原始的帰属は必ずしも明確でないが、契約、勤務規則その他の定めにより、最終的に公的研究機関に帰属させるのであれば、通常問題は生じないであろう。

*14 参考資料8 「「知の時代」にふさわしい技術移転システムの在り方について」（平成12年12月27日。今後の産学連携の在り方に関する調査研究協力者会議）

機関の間の契約、勤務規則その他の定めにより公的研究機関の帰属とする（法令の制限内で帰属させることを予め定めておく場合、すなわち予約承継の場合、を含む）のが適当である^{*15*16*17}。ただし、公的研究機関が不要とした研究開発成果についてはこの限りでないと考えられる。

なお、上述の問題は、研究者が他の者・機関から提供を受けた研究開発成果を取扱う場合にも生じうるため、それも同様に公的研究機関の帰属とするのが適当であると考えられる。したがって、研究者が他の者・機関から研究開発成果の提供を受けた場合、契約、勤務規則その他の定めにより、それを公的研究機関に帰属させる旨の届出等の提出を研究者に求めることが適当である。その際には研究開発成果を提供した他の者・機関の意志や提供条件を確認しておく必要がある場合もあろう。

また、諸外国においても研究開発成果は機関の帰属とされていることが多い。

<国立大学等における法人化までの当面の帰属の取扱い>

学術研究は、本来、研究者の自由闊達な発想を源泉として展開されるものであり、研究組織内での指示・命令に従う研究とは基本的に性格が異なっているものの、研究開発成果の利用という観点からみた場合、学術研究により創出された研究開発成果についても、原則機関すなわち国の帰属とすることが望ましい。

しかしながら、現段階で全ての研究開発成果を国の帰属とすると以下のような問題が生ずる。

- a. 新しいルールの周知が不十分となって現場の混乱を生じさせる懸念があり、また、国立大学等によっては、国有の特許等の活用を進める体制が制度変更と同時期には整備できない可能性が高い^{*14}。
- b. 基本的に知的財産権が国有財産となる結果、その利用の手続が煩雑となり、知的財産の有効、円滑かつ迅速な産業利用が妨げられるおそれがある。
- c. 国立大学等における事務負担が急激に増大するおそれがある。

したがって、当面は国立大学等における研究開発成果の帰属のルールは基本的に現状のままとし、その具体的な取扱いは以下のとおりとするのが適当である。

なお、法人化後は原則として組織（法人）に帰属させるのが適当であると考えられるので、国立大学等においては今からそのための準備を進めていく必要がある。

*15 その際の研究者の対価については、発明に関するものであるが判例（東京高裁平成11年（ネ）3208号同13年5月22日判決）がある。一応の留意が必要であろう。

*16 法人化後の国立大学等の業務範囲と職務に属する知的財産の範囲については、今後さらに詳細な検討が必要。

*17 なお、「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定。参考資料2）では、研究開発成果の活用をより効果的・効率的に促進するため、個人帰属による活用促進から、機関管理を原則とする活用促進への転換を進めることとされている。

< 発明、考案、意匠、植物新品種及び回路配置 >

発明及び考案については、これまでどおり旧文部省の通知に従い、応用開発を目的とする特定の研究課題の下に特別に国が措置した研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明等については国に帰属させ、それ以外は大学教官等に帰属させる^{*18}。

職務で創作した意匠及び植物新品種については、意匠法及び種苗法において特許法の職務発明と同旨の規定が存在する^{*19}ことから、旧文部省の通知を準用^{*18}し、発明等と同様に取扱うのが適当である。

職務上創作をした回路配置については、半導体集積回路の回路配置に関する法律第5条により国に帰属する。「職務上」創作をしたものであるか否かは、職務発明に関する考え方と同様に処理できることから、職務上創作をした回路配置についても、旧文部省の通知^{*18}を準用し、発明等と同様に取扱うことが可能であると考えられる。

< データベース及びプログラムの著作物 >

これまでどおり旧文部省の通知に従い、国から特別に措置された経費を受けて作成したデータベース及びプログラムの著作物の著作権は国に帰属させ、それ以外は大学教官等に帰属させる^{*20}。

< 研究開発成果としての有体物 >

微生物、材料サンプル等、研究開発成果としての有体物については、外観を信用した円滑かつ適正な取引・流通を可能とし、また知的基盤等の整備・提供をはじめとする知的資産の蓄積と研究開発の場での利用を促進するためにも、国の帰属としておくのが適当である。その際、当該有体物を煩雑な手続無しに提供できるよう、関係法令にも留意しつつ、学内規定の制定等体制を整備する必要がある。

< 帰属の変更時 >

現在、大学教官等の帰属を原則とする知的財産権の帰属の在り方の変更を法人化時とするのは、以下の理由による。

- a. これまでは大学などの学術研究機関の場合には業務範囲がどこまでなのか不明確なところがあった^{*21}。しかし、法人化後は、下位法令で定められる各大学毎の業務の内容や、各法人が

*18 参考資料6 「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」(昭和53年3月25日付け文学術第117号文部省学術国際局長・大臣官房会計課長通知)

*19 参考資料1 「関係法令抜粋」意匠法第15条第3項で準用する特許法第35条、種苗法第8条

*20 参考資料7 「国立大学等の教官等が作成したデータベース等の取扱いについて」(昭和62年5月25日付け文学術第140号文部省学術国際局長・大臣官房会計課長通知)

*21 昭和52年6月17日付け学術審議会答申「大学教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」には、「“業務範囲”の解釈については、使用者等が国・地方公共団体の場合にはどの範囲までを指すのか極めて不明確であり、特に大学などの学術研究機関の場合にはどこまでを業務範囲に含めて解すべきか大いに議論の分かれるところである」とある。

定める業務運営の目標・計画^{*22}が明確であれば、当然その業務範囲も明確となるといえる。

b. 組織（法人）帰属としても、国の会計関連法令の適用を受けないため、知的財産権の有効な活用が図られる。

c. 法人化後の国立大学等における産学官連携に関する業務（リエゾン機能、TLO、特許等知的財産権の管理など）については、各国立大学等の主体的な判断により、事務組織のあり方等を含め、弾力的・効果的な推進体制を整備できるようにする^{*22}ことが検討されており、各国立大学等が責任を持って知的財産権の活用に取り組むことが可能になる。

（３）管理の実施

- ① 公的研究機関に帰属する知的財産権及び秘密の知的財産については、公的研究機関の知的財産担当部門が管理を実施するのが適当である。
- ② 知的財産権及び秘密の知的財産以外の研究開発成果については、公的研究機関の責任のもとに、研究者が管理・保存を実施するのが適当である。

①知的財産権及び秘密の知的財産

研究者が知的財産権や秘密の知的財産を管理する場合には、管理のための手続の負担に伴う研究開発活動への影響が生じ、また、法律的知見の不足等の理由により適切な管理がなされなくなるおそれがある。したがって、公的研究機関の知的財産担当部門がこれらの管理を実施するのが適当である。

②知的財産権及び秘密の知的財産以外の研究開発成果

公的研究機関に帰属する知的財産権及び秘密の知的財産以外の研究開発成果（微生物、材料サンプル、各種データ、試作品等）については、研究者が専門的な知見を有し、適切な管理・保存方法に熟知していることから、公的研究機関の責任のもとに、研究者がその管理・保存を実施するのが適当と考えられる。

（４）共有

共有に係る研究開発成果の持ち分は、法令に定める場合を除き、公的研究機関と他の者・機関との契約により定めるのが適当である。

^{*22} 参考資料９ 「新しい「国立大学法人」像について」（平成１４年３月２６日、国立大学等の独立行政法人化に関する調査権等会議）

法令に定める場合とは、特許権及び実用新案権に関し、研究交流促進法第7条の規定により同法施行令第5条に定められる場合が挙げられる。

2. 研究者が異動した場合の帰属の変動

契約、勤務規則その他の定めがある場合を除き、研究開発成果を創出した研究者が異動しても、一般的には公的研究機関の研究開発成果の帰属を変動させないことが適当である。

研究者の異動に伴い研究開発成果の所有権や知的財産権が頻繁に移転することになると、外観を信用した研究開発成果の円滑かつ適正な取引・流通が妨げられる。また知的財産権が移転することにより、ライセンス契約の打ち切り、新権利者による権利行使がされた場合への対応等、知的財産権の実施（利用）許諾を受けた者の事業活動における予見可能性を害し安定的に実施（利用）が行えない状況が生じるおそれがある。したがって、一般的には研究開発成果を創出した研究者が異動しても帰属を変動させないことが適当である。

しかしながら、研究開発成果の管理・保存がそれを創出した研究者にしか行えない場合（例えば研究開発成果が特殊な菌学的性質を有する微生物であるといった場合）や、知的財産を創出した研究者自身が知的財産権等の実施（利用）を行う場合等は、契約等により研究開発成果の帰属を変動させることが適当である。

II. 研究開発成果の利用

<体制の整備>

研究開発成果の利用を促進するには、まず公的研究機関の体制^{*23}を整備し、創出された研究開発成果のうち権利化等が行える知的財産の適切な保護を図る必要がある。

体制の整備では、とりわけ研究開発成果の利用に関する業務を行える人材の育成・確保が重要である。

^{*23} 具体的には、研究材料提供契約（MTA：Material Transfer Agreement）の管理、先行技術調査、知的財産の権利化、知的財産権等の実施許諾等又は譲渡、知的財産権等の実施許諾等を受けている第三者との連携や当該第三者に対する適切な支援、秘密の知的財産の管理（勝手に開示されるとその財産的価値が失われる）、知的財産関連訴訟の対応等を行う体制、が挙げられる。